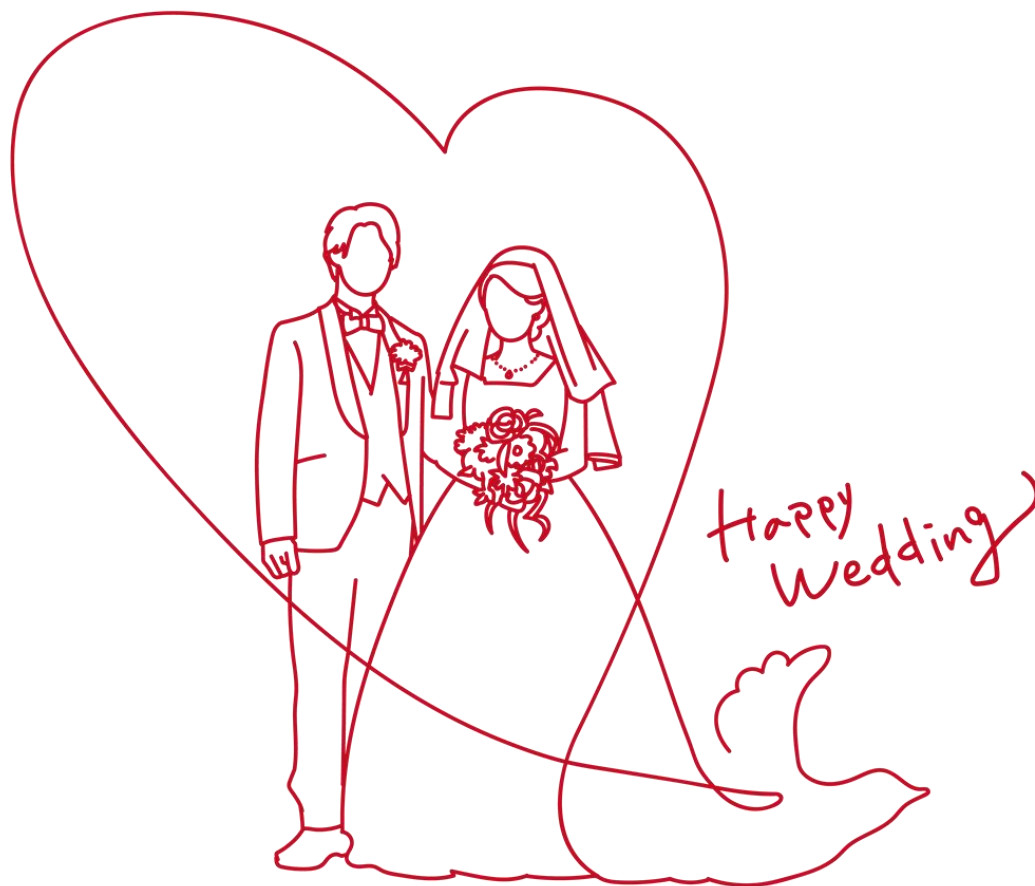


最大 **30** 万円 対象 **39** 歳以下



平群町 結婚新生活支援 のご案内

平群町は新たにスタートするお二人の生活を応援しています。
新生活は平群町から始めてください。

※予算が無くなり次第、申請受付を終了します。

♡対象世帯♡

次に掲げる項目の全てに該当する世帯で、講座の受講等をされた方が対象となります。

- ①令和8年1月1日から令和9年3月31日までに婚姻届を提出し、受理された世帯
- ②婚姻時において、夫婦の双方が39歳以下の世帯
- ③申請時において、夫婦の双方の住所が本町の入居対象となる住宅所在地にある世帯
- ④夫婦の前年の合計所得が500万円未満で、町税などの滞納がない世帯
※奨学金を返還している世帯は、奨学金の年間返済額をご夫婦の所得から控除
- ⑤申請日から5年以上継続して本町に居住することを誓約する世帯
- ⑥過去に本制度の適用を受けたことがない世帯
- ⑦暴力団員でない世帯
- ⑧本制度のアンケートなどに協力する世帯

♡講座の受講♡

申請の際、下記よりいずれか1つを夫婦ともに受講していただく必要があります。

- ①ライフデザイン支援講座の受講
- ②プレコンセプションケアに関する講座の受講
- ③医療機関への妊娠・出産に関する相談
- ④共家事・子育て講座の受講

♡対象となる経費♡ ※1世帯あたり上限30万円

- (1) 婚姻を機に新たに住宅を取得する際に要した費用
※土地代・旧住宅の解体撤去費・設備購入費・光熱費は補助対象外
- (2) 婚姻を機に住宅をリフォームする際に要した費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用
- (3) 婚姻を機に新たに住宅を賃借する際に要した費用のうち、賃料・敷金・礼金（保証金などこれに類する費用を含む。）・共益費・仲介手数料
※駐車場代・光熱費・勤務先から住宅手当が支給されている場合の
手当額分は補助対象外
- (4) 婚姻に伴う引越しに要した費用のうち、引越業者又は運送業者に支払った費用※レンタカーの借用費用・友人等への謝礼等は補助対象外

♡問合せ先♡

平群町 総務部 まち未来推進課

TEL:0745-45-1002

E-mail:machi-mirai@town.heguri.nara.jp

申請書等はHPを
ご確認ください。

